

議案第80号

福岡市グローバル創業・雇用創出特区の推進に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、租税特別措置法の一部改正に鑑み、福岡市グローバル創業・雇用創出特区の取組みを推進し、もって本市の経済の活性化を図るため、福岡市指定法人に対する市税の特例措置等の適用期限を延長する等の必要があるによる。

福岡市グローバル創業・雇用創出特区の推進に関する条例の一部を改正する条例

福岡市グローバル創業・雇用創出特区の推進に関する条例（平成28年福岡市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号イ(ア)中「第11条の2第2号イからニまでのいずれかに該当するもの」を「第11条の2第2号に掲げる要件に該当する事業」に改める。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。